

## 慶弔共済給付金

2025年4月1日 現在

(単位:円)

共済事由				共済給付金額	添付する書類等
死亡弔慰金	会 員	71歳未満	交通事故の死亡	900,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書
			不慮の事故死亡	500,000	◎本人死亡保険金請求書(全労済指定書式)
			疾病による死亡	300,000	◎医師の死亡診断書または死体検案書(写し可)
		71歳以上	交通事故の死亡	900,000	○保険金の受取人(法定相続人)により提出書類が異なりますので事務局にお問い合わせください。(戸籍全部事項証明書[除籍]、改正原戸籍、同意書兼委任状等)
			不慮の事故死亡	500,000	
			疾病による死亡	150,000	
	配偶者の死亡(内縁関係を含む)			50,000	
	子の死亡(実・養・継子とこれらの配偶者)			10,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書
	親の死亡(義父母等を含む)			10,000	
	弔慰金・見舞金	重 度 障 害 見 舞 金	交通事故障害(1～14級)		900,000 ～36,000
不慮の事故等障害(1～14級)			500,000 ～20,000	◎医師の後遺障害診断書(全労済指定書式) ○その他の必要書類	
その他(1・2・3級の2・3・4)			300,000 ～150,000	※交通事故及び不慮の事故の場合は、上記の他に交通事故証明書(写し可)	
傷病見舞金	休業14日以上30日未満		5,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書	
	休業30日以上60日未満		10,000	○医師の診断書(事業所に提出した場合はその写し)	
	休業60日以上90日未満		15,000	○医療機関の領収書	
	休業90日以上120日未満		20,000	○健康保険傷病手当金支給申請書の写し	
	休業120日以上		25,000		
住宅災害見舞金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書
			30%以上50%未満	140,000	○住宅災害保険金請求書(全労済指定書式)
			20%以上30%未満	100,000	○関係官署の罹災証明書
			20%未満	40,000	○修理業者の見積書(写し可)
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	60,000	○その他の必要書類
			20%以上70%未満	30,000	
		会員の居住する建物の床上浸水	20%未満	6,000	
祝金	会員の結婚		法律上の婚姻	10,000	◎共済給付金申請書(祝金)及び事業所証明書
	会員の銀婚		夫婦健在25年	10,000	
	会員の子の出生		内縁を含む	5,000	
	会員の子の就学	生計を一にする 実・養・継子	小学校	5,000	※祝金は、事務局の窓口で受領、または口座振込のいずれかで受取ることができます。
			中学校	5,000	
	永年勤続	連続し同事業所に10年勤務			5,000
連続し同事業所に20年勤務			10,000		
連続し同事業所に30年勤務			20,000	※永年勤続年数に応じた記念品を贈呈いたします。	

◎=必須 ○=必要に応じて提出